

不公正取引方法に対するドイツの法制

不正競争防止法(UWG)の目的

- ①競争事業者、消費者、その他の市場参加者を不正な取引行為から保護する。
- ②健全な競争に関する公共の利益を保護する。

消費者保護目的
が明記されている。

禁止される取
引行為一覧

- ・誤認惹起的な取引行為
- ・攻撃的取引行為

ミニ包括規定



詳細リスト



3a条で民法上の規定も
取込む(撤回権など)

UWG

競争法的解決手法

差止手続等で市場の健全化を図る
(UWG第8条等そのほか警告手続き利得はく奪)

- ① 競争事業者
- ② 事業者団体、商工会議所等
- ③ 消費者団体

差止・警告等
の諸手続きを
用いて、不公
正取引方法を
市場から排除

BGB

個別救済手法

契約当事者間
契約当事者外
民法 (BGB) の契約に関する諸規定
民法 (BGB) の不法行為の規定

個別消費者

- ・民法による個別訴訟
- ・権利保護保険の利用
- ・集合訴訟制度の活用

具体的規定

具体的規定

- ①差止め (8条)
- ②警告手続き (13条)
- ③利益はく奪 (10条)
- ④損害賠償請求 (9条1項)

- ①434条 (広告内容の契約内容取込・
契約不適合)
- ②241条2項 (契約締結上の過失)
- ③不法行為? →

不正競争防止法 (UWG)
第9条2項の新設

UWG9条2項新設による救済の拡大 (民法の空白を埋めるもの)

ラズベリーパッケージ事例(「フェリックス・ラズベリー・ドリーム」という名称のお茶のパッケージには、名称だけでなく、ラズベリーを連想させるイラストも描かれていたが、裏の成分表示表には、小さい文字ながらも、ラズベリーの成分が入っておらず香料のみという記載がされていた事案)を例にとった場合も、「(ドイツでは、誤認惹起的な取引行為が行われた場合、その多くは民法の規定によって個別消費者の救済が図られている。そのため敢えてUWG9条2項を用いる必要の無いことが多い。)しかし、契約当事者ではないメーカー相手に責任追及しようとすると場合には、民法だけでは限界があり、製造物責任もこの事例では使えないことから、新設されたこの条文を用いる意義はある。」旨の回答があった。

BGB123条に基づく取消では、故意の欺瞞や違法な強迫が必要だが、UWG9条2項だと、単なる過失でも契約解除が可能となる可能性がある。

日本法への示唆



消費者の期待を考慮して誤認惹起的行為を規律

前述のラズベリーパッケージ事例の場合、小さい文字ながらも裏に成分表示が記載されている以上、日本の裁判例では、ドイツの裁判例とは異なり、優良誤認表示には該当しないとされるであろう。また、日本では、近時問題となっている定期購入トラブルの場合、ウェブ等の最初の画面で誤認を生じさせるような表示がされていたとしても、契約の最終画面に定期契約等の条件を記載していれば有利誤認に該当しないという考え方があり、令和6年度消費者白書でも9万8101件もの相談が寄せられており被害は増大傾向にある。このような定期購入トラブルの有利誤認表示も、ドイツではBGB434条によって救済される可能性が高い。

そこで、ドイツの法制を参考にすると、BGB434条のように、広告又はラベルで行われた公の表示」等を考慮して「買主が期待できる性状」を契約内容に取り込む規定の仕方も考えられる。また、契約内容に取り込むことまではしないとしても、消費者契約法の誤認取消あるいは景品表示法の誤認表示の段階で、広告やラベルの表示によって生じた「消費者が期待できる性状」を考慮することを明文化することが一つの方策として考えられる。

日本法への示唆



ミニ包括規定及び詳細リストを設けた上で、個別救済規定を整備

ドイツのUWGでは、「不正な取引行為を禁止する」という包括規定だけではなく、誤認惹起的取引方法（作為及び不作為）、攻撃的取引方法というミニ包括規定が存在し、さらに、それぞれの類型に詳細リストいわゆるブラックリストが定められている。この規律の仕方は、EUの不公正取引方法指令の内容と同様であり、クリストフ・ブッシュ教授へのヒアリングでは、包括規定及びミニ包括規定、詳細リストを設ける意義について「両方の利点を用いることができる事がメリットである。ブラックリストは正確で明確だが、空白の部分が残るので事業者が工夫すれば潜り抜けることができてしまう。そこに一般条項があるとセーフティネットとして機能することになる。2024年10月に公表された欧州委員会の報告書においても、かかる不公正取引方法指令の仕組みが良く機能していることが再確認され、今後もこのアプローチを継続することが確認されている」との報告があった。

さらに、ドイツにおいて事業者を代表するドイツ商工会議所へのヒアリングでも、同様の質問に対して「確かに事業者としては適用範囲が広い一般規定は心配ではある。しかし、立法者が100年後に何が起きるか、どのような問題行為が生じるのかをあらかじめ予測して立法することはできない。将来の問題行為に被害の後追いにならないように対応するためには一般規定が必要である。近時のダークパターンの問題についても、一般条項があるからうまく対応できている。また、一般条項といつても法令における位置付け等からおのずとその解釈に制限や限界がある。一般条項と詳細リストは相互補完の関係にあり両方必要である。詳細リストは不正行為の明確化のため、他方、一般条項は将来の不正行為防止のために必要である。」との回答であった。

このように、ドイツでは、事業者団体も、目先の利益で制度を考えるのではなく、将来の国のはり方、市場経済のはり方を俯瞰してみた上で、制度構築を考えており、日本とは異なるところであった。

ドイツの法制あるいはEUの指令を参考にすると、日本においても、「不正な取引行為を禁止する」という包括規定だけではなく、誤認惹起的取引方法（作為及び不作為）、攻撃的取引方法というミニ包括規定が存在し、さらに、それぞれの類型に詳細リストいわゆるブラックリストを設けることが、極めて有用と考えられる。

日本法への示唆



具体的なミニ包括規定の例

- 誤認惹起的取引方法の包括規定として、UWG5条の「消費者その他の市場参加者に、これがなければ行われなかつたであろう取引上の決定を行わせることができる誤認惹起的な取引方法を行う者は、不正に行行為したものとする」(同条1項)など。また、受け手側の「期待」を判断基準とするBGB434条の規律も参考になる。
- また、攻撃的取引方法については、既に、日本でも、令和4年5月消費者契約法改正に先立つ消費者契約に関する検討会報告書において、「契約の内容や目的が合理的であるか否かを問わず、本当は契約を締結したくないと考えている一般的・平均的な消費者であっても、結局、契約を締結してしまう程度に消費者に心理的な負担をかける行為」に着目して包括的規定を取り入れることが提案されていた。この提案は、内閣法制局の法制化の段階で見送りになったものの、将来的には、このよう包括規定を整備することが必須である。
- さらに、上記検討会報告書では、消費者の心理状態に着目した規定として、「事業者が、正常な商慣習に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に対して働きかけることにより、一般的・平均的な消費者であれば当該消費者契約を締結しないという判断をすることが妨げられることとなる状況を作出し、消費者の意思決定が歪められた場合」の規定の必要性についても言及がある。デジタル取引社会の進展によって生まれた、消費者の行動バイアスを悪用して消費者の意思決定プロセスを歪めるような取引方法(いわゆるダークパターン)に対応するため、このような規定についても日本法に早期に取り入れるべきである。

日本法への示唆



個別救済規定

「現代化指令(EU)2019/2161で民事効導入の際の立法理由でも、「不公正取引方法の結果を除去するために、その不公正取引方法によって被害を受けた消費者が救済手段を行使することができることを確保するべきである。個別の救済に関する明確な枠組みによって、私的エンフォースメントが容易になるであろう。消費者は、比例的かつ実効的な方法で、損害の賠償を請求し、必要に応じて、代金の減額又は契約の解消を求めることができるものとするべきである。」とされている。

日本法への示唆



消費者団体の財政支援 警告手続の活用



健全な市場の実現に向けた、事業者による主体的な関与
事業者が主体となる差止請求

現在の我が国でも、独禁法や不正競争防止法において事業者に差止請求権があるものの、それらの法律は(ドイツのUWGとは異なり)必ずしも消費者保護を目的とした法令ではないこともあって、ドイツのUWGのように消費者保護の観点から効果的に機能しているとは到底言い難く、我が国の景表法には事業者の差止請求権すらない。健全な消費者取引市場の実現に向けた事業者による関与・役割を実効化させるためには、事業者の単なる意識改革だけではなく、事業者が主体的に行動できるための消費者保護法における法制度や事実上の仕組みの検討・整備が有益であるように思われる。

消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書

○消費者契約法の第1条に、消費者の脆弱性への対策を加える。

○規範設定の在り方

行為規範の設定に当たって、抽象的な規範を下位規範により具体化する手法により、法の適用に関する予見可能性を確保しつつ、実効性の高い規律を整備することを検討

○多様な規律手法

- ①契約の取消に限られない契約からの解放手段
- ②損害賠償制度の活用
- ③消費者契約の履行・継続・終了過程に関する規律

○法制度の担い手

悪質事業者を排除し、優良な事業活動が選ばれる健全な市場を実現する。この実現には、取引の当事者である事業者も共に意識を高め、主体的に形作ることが重要。

競争事業者と消費者団体が、差止手続きを担い、共に悪質な取引方法を駆逐していく。

ただし、ドイツでは、排除の対象は、悪質な事業者ではなく、悪質な取引行為

日本法への示唆

- ・EUの不公正取引方法指令2005/29
- ・ドイツではUWGにおいて規定

- ・誤認惹起的な取引行為
- ・攻撃的取引行為

ミニ包括規定 + 詳細リスト

(報告書 37 ~ 38 頁)

契約自体の無効や契約の撤回・解除、原状回復またはこれを上限とする損害賠償など柔軟で多様な解放手段を用意することが考えられる。これらの規律を活用することで、取消しのみの場合よりも行為規範の幅を広げることや行為規範以外の事情を含めて考慮対象を広げることが可能となる。

従来の消費者契約法のように意思表示の取消しを中心とした民事ルールではその効果の強力さから要件の明確性が求められ、規律対象・射程が個別的・限定的になる傾向があったが、不法行為に基づく損害賠償制度を活用することで、より柔軟な対処が可能となる。特則における過失や損害額、因果関係といった要件の推定規定の可能性を検討する。

ミニ包括規定を含め、行為規範を整備した上で、「不公正取引方法の結果を除去するために、その不公正取引方法によって被害を受けた消費者が救済手段を行使できることを確保するべきで、消費者は比例的かつ実効的な方法で、損害の賠償を請求し、必要に応じて代金の減額又は契約の解消を求めることができるようとするべき」(現代化指令 (EU) 2019/2161の立法理由で明記)

ドイツではBGBの諸規定とUWG9条2項で実現済み。